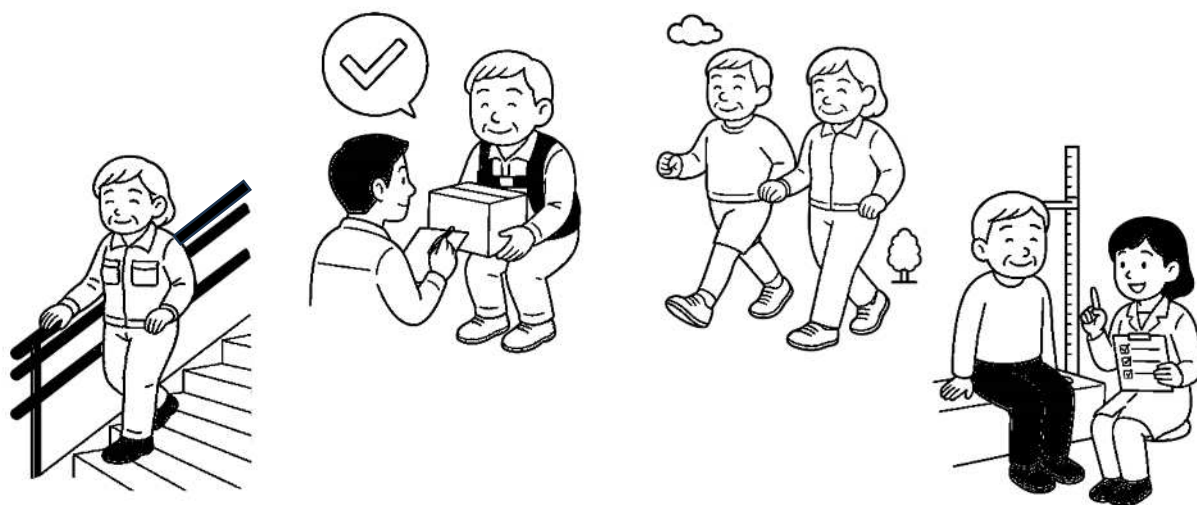


令和8年度  
全国安全週間説明会  
〔資料〕

第99回 全国安全週間スローガン

多様な人材 全員参加  
みんな で 育てる  
安 全 職 場



佐 賀 労 働 局

佐賀労働基準監督署  
唐津労働基準監督署  
武雄労働基準監督署  
伊万里労働基準監督署



# 資料目次

	(ページ)
1 令和8年度 全国安全週間実施要綱（抜粋） .....	1
2 佐賀県における労働災害の推移 .....	3
3 署別・業種別労働災害発生状況（令和7年） .....	4
4 佐賀県内における死亡労働災害の概要 .....	4
5 職場の安全衛生教育について .....	5
6 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン .....	8
7 リスクアセスメント評価実施記録表（参考例） .....	9
8 職場での転倒災害を防止しましょう！ .....	11
9 高齢労働者の労働災害防止のための指針 .....	13
10 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 .....	15
11 安全衛生優良企業公表制度について .....	16
12 「無災害記録証」授与制度及び「建設事業無災害表彰」申請のご案内 .....	17
13 ストップ・ザ・交通労働災害！ .....	18
14 荷役災害防止担当者研修（ご案内） .....	19
15 令和8年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画表 .....	20

# 令和8年度全国安全週間実施要綱（抜粋）

## 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

## 2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 実施者

各事業場等

## 4 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- (オ) 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

##### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

##### エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

##### オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
  - (ウ) 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ) 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
    - (ウ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - (エ) 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
    - (オ) パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
  - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
    - (イ) 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
    - (ウ) 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (エ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (オ) トラックの逸走防止措置の実施
    - (カ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
  - ウ 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
      - b 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
      - c 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - d 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - e 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
      - f 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - g 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
    - (イ) 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
    - (ウ) 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
  - エ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
    - (カ) 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
  - オ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
  - イ 高齢者に対する労働災害防止対策
  - ウ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
  - エ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
  - オ 特定自主検査の適正な実施
  - カ 交通労働災害防止対策
  - キ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
  - ク 個人事業者等を含めた災害防止対策

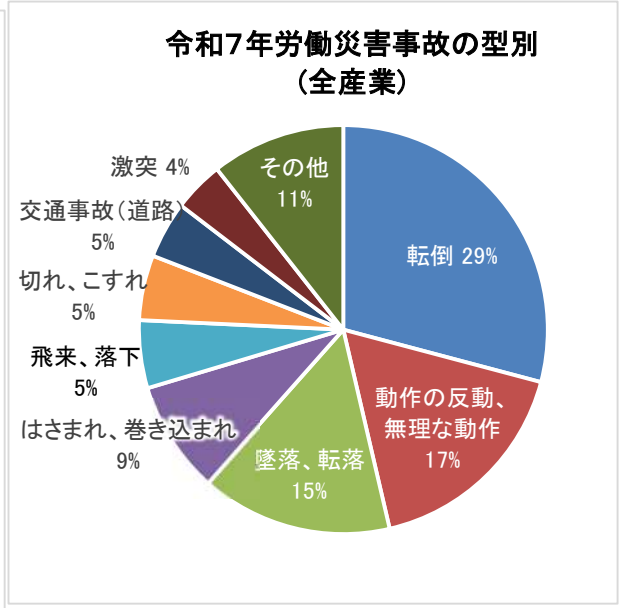
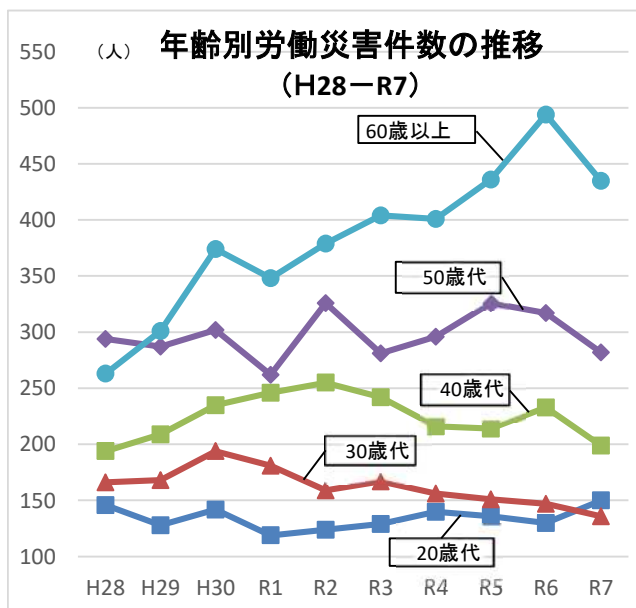
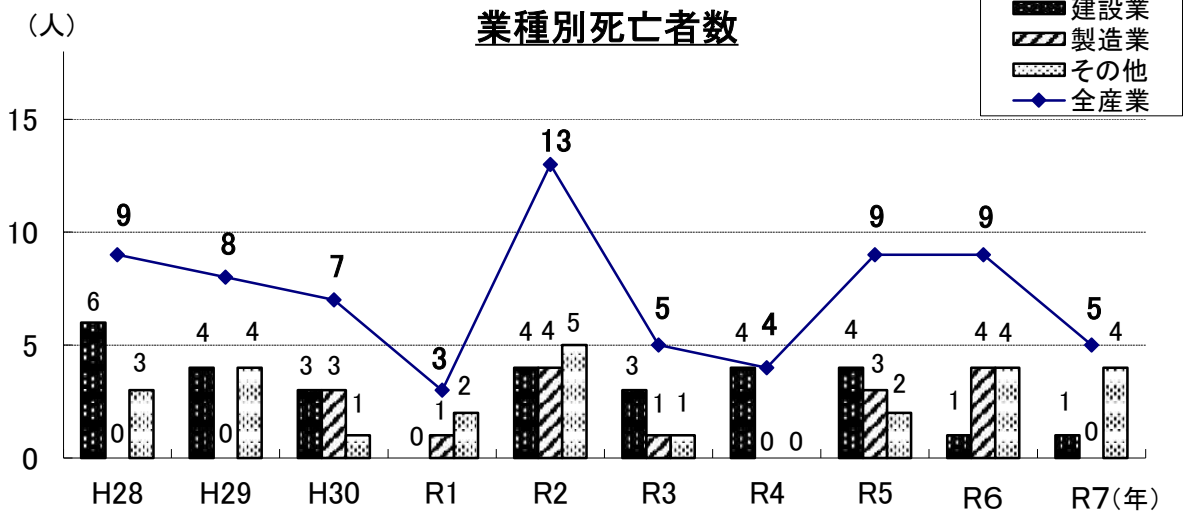
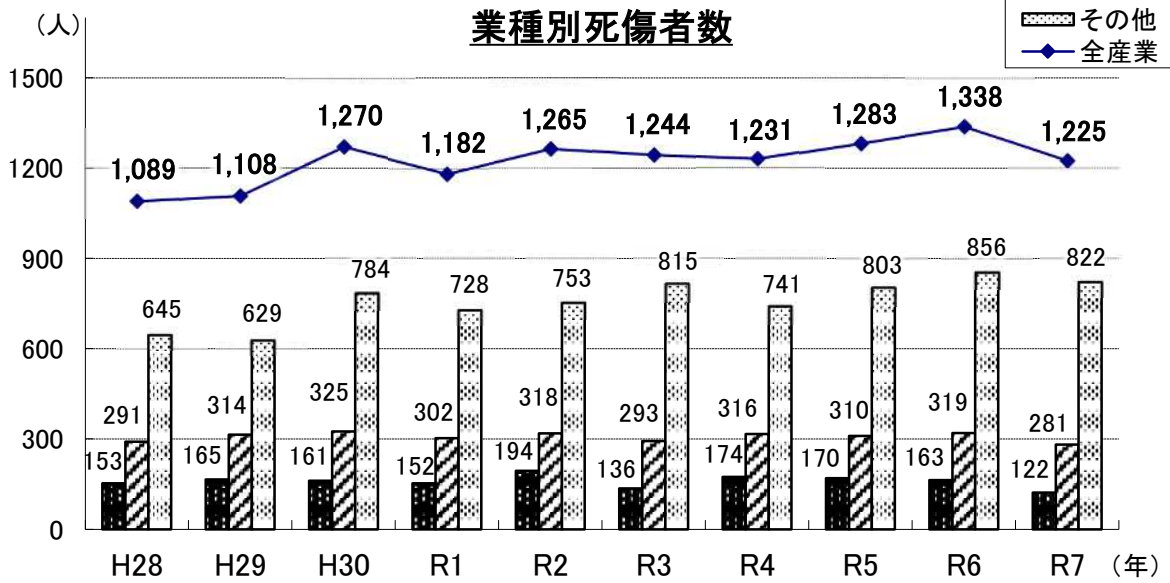
※詳細は厚生労働省のホームページでご確認ください。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_71713.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html))



令和7年の県内の休業4日以上死傷者数は1,225人となっている。また、死亡者数は5人と前年に比べ4名の減少となっている。(コロナウィルス感染症を除く)

## 佐賀県における労働災害の推移



資料: 労働者死傷病報告(休業4日以上)(コロナを除く)

署別・業種別労働災害発生状況(令和7年)(新型コロナウイルス感染症を除く)

(単位:人) 佐賀労働局

業種	署		佐賀		唐津		武雄		伊万里		合計		前年同期		増減数 (死傷者)	増減率 (死傷者)
	死傷者		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者		死傷者			
	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者	死亡者		
製造業	156		38		42		45		281		319	4	-38	-11.9%		
鉱業					1				1		1		0	-		
建設業	73		19		24	1	6		122	1	163	1	-41	-25.2%		
運送業 (運輸交通業、貨物取扱業)	113	1	9		18		6		146	1	175	3	-29	-16.6%		
陸上貨物運送事業	108	1	4		17		4		133	1	159	1	-26	-16.4%		
農業、畜産・水産業	22		6		1		3		32		33		-1	-3.0%		
林業	5		1				1		7		6		1	16.7%		
第三次産業	367	3	82		127		60		636	3	641	1	-5	-0.8%		
商業	132	1	27		38		20		217	1	214		3	1.4%		
〔うち小売業〕	84		22		26		17		149		150		-1	-0.7%		
保健衛生業	106	1	27		43		22		198	1	213		-15	-7.0%		
〔うち社会福祉施設〕	68	1	22		24		13		127	1	147		-20	-13.6%		
接客娯楽業	46		7		30		11		94		79	1	15	19.0%		
〔うち飲食店〕	26		4		11		6		47		41	1	6	14.6%		
合計	736	4	155		213	1	121		1,225	5	1,338	9	-113	-8.4%		

前年同期	814	5	157	1	223	1	144	2	1338	9
増減数	-78	-1	-2	-1	-10		-23	-2	-113	-4
増減率	-9.6%		-1.3%		-4.5%		-16.0%		-8.4%	

(注)労働者死傷病報告(休業4日以上)による。死亡者数は内数。

佐賀県内における死亡労働災害の概要

【令和8年】

令和8年4月9日現在

番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
発生なし									

【令和7年】


番号	業種	管轄署	発生日	時間	性別	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	運輸交通業	佐賀	2月	10時台	男	60歳代	飛来・落下	玉掛用具	積載型小型移動式クレーンに積載したコンテナを荷台から卸す作業中、被災者は当該クレーンを操作し、コンテナを卸す位置の直上で停止させ、同僚と2人で位置の調整をしていたところ、玉掛用ワイヤロープが切断し、同僚とともにコンテナの下敷きになり被災した。
2	その他の事業	佐賀	4月	11時台	男	70歳代	墜落・転落	掘削用機械	ドラグ・ショベルのバケット内側に乗って、立木の枝をチェーンソーを用いて伐採作業中、被災者は枝を伐採した直後に約8m下の用水路に墜落し被災した。
3	社会福祉施設	佐賀	5月	17時台	女	50歳代	その他	その他の起因物	被災者は来訪者の対応中、突然刃物で襲われた。
4	土木工事業	武雄	8月	15時台	男	40歳代	高温・低温物との接触	高温・低温環境	道路の除草作業中、被災者は道路上の雑草の残渣をブロワーで清掃する等の補助作業を行っていたところ倒れ、緊急搬送されたが、当日死亡した。 (災害発生地直近の観測所における気温：33.8度)
5	卸売業	佐賀	12月	17時台	男	20歳代	交通事故(道路)	乗用車	高速道路を利用し取引先から会社の車で帰社途中、追い越し車線に故障のため停車していたトラックに追突し、その後、後続の乗用車に追突され被災した。

# 職場の安全衛生教育を実施しましょう！

労働安全衛生法では労働者を雇入れ又は作業内容を変更したときは、「雇入れ時等教育」の実施が事業者に義務付けられていますが、近年、事業場において人手不足等を理由に未熟練労働者（未経験・経験の浅い労働者）や非正規雇用労働者（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等）へ十分な雇入れ時等教育を行わなかったために、従事する業務に対して労働災害を防止するための知識が不足していたり労働者自身の安全衛生意識が不十分であることなどの要因による労働災害が多発しており、佐賀県内においても昨年（令和7年）の労働災害のうち、経験1年以下の被災者が約3割を占めています。




また、職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等は労働災害を防止する上で重要な役割を果たすため、労働安全衛生法では「職長等の教育」の実施が義務付けられていますが、この教育を受けないまま現場を任されている職長等もみられます。

未熟練労働者・非正規雇用労働者及び職場で作業中の労働者を直接指揮・監督する職長等が労働災害を防止するために必要な知識、技能、管理といった能力を高めるためにも「雇入れ時等教育」と「職長等の教育」を確実に実施することが大切です。

雇入れ時等教育 (労働安全衛生法第59条、同規則第35条)	職長等の教育 (労働安全衛生法第60条、同規則第40条)																			
<p>事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、遅滞なく、当該労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p> 	<p>事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。</p>																			
<p style="text-align: center;"><b>教育事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法</li> <li>② 安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法</li> <li>③ 作業手順</li> <li>④ 作業開始時の点検</li> <li>⑤ 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防</li> <li>⑥ 整理、整頓・清潔の保持</li> <li>⑦ 事故時等における応急措置・退避</li> <li>⑧ その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項</li> </ol> <p>■ 「正規雇用」「非正規雇用」の区別なく全ての労働者、全ての業種が対象です。</p>	<p style="text-align: center;"><b>教育事項</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育事項</th> <th>時間(H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>① 作業手順の定め方</td><td rowspan="2">2.0</td></tr> <tr><td>② 労働者の適正な配置の方法</td></tr> <tr><td>③ 指導及び教育の方法</td><td rowspan="2">2.5</td></tr> <tr><td>④ 作業中における監督及び指示の方法</td></tr> <tr><td>⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法</td><td rowspan="3">4.0</td></tr> <tr><td>⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置</td></tr> <tr><td>⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法</td></tr> <tr><td>⑧ 異常時における措置</td><td rowspan="2">1.5</td></tr> <tr><td>⑨ 災害発生時における措置</td></tr> <tr><td>⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法</td><td rowspan="2">2.0</td></tr> <tr><td>⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法</td></tr> </tbody> </table>	教育事項	時間(H)	① 作業手順の定め方	2.0	② 労働者の適正な配置の方法	③ 指導及び教育の方法	2.5	④ 作業中における監督及び指示の方法	⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法	4.0	⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置	⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法	⑧ 異常時における措置	1.5	⑨ 災害発生時における措置	⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2.0	⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	<p>■ 建設業、製造業（※一部除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業は、必ず実施しなければならない業種です。</p> <p>※ 一部除かれる製造業は次の通り たばこ製造業、繊維工業（紡績業、染色整理業を除く）、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）</p>
教育事項	時間(H)																			
① 作業手順の定め方	2.0																			
② 労働者の適正な配置の方法																				
③ 指導及び教育の方法	2.5																			
④ 作業中における監督及び指示の方法																				
⑤ 危険性又は有害性等の調査の方法	4.0																			
⑥ ⑤の調査結果に基づき講ずる措置																				
⑦ 設備、作業等の具体的な改善の方法																				
⑧ 異常時における措置	1.5																			
⑨ 災害発生時における措置																				
⑩ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	2.0																			
⑪ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法																				

## 外国人労働者・未熟練労働者向け安全衛生教育教材

を労働災害防止にご活用ください 〈最大14言語・幅広い業種等に対応しました〉

<p>マンガ・動画教材</p>	<p>初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。</p>	
<p>未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル</p>	<p>教材は こちらから</p> 	<p>動画教材(YouTube)の チャンネル登録はこちら から</p> 
	<p>未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。</p> <p>教材はこちらから</p> 	

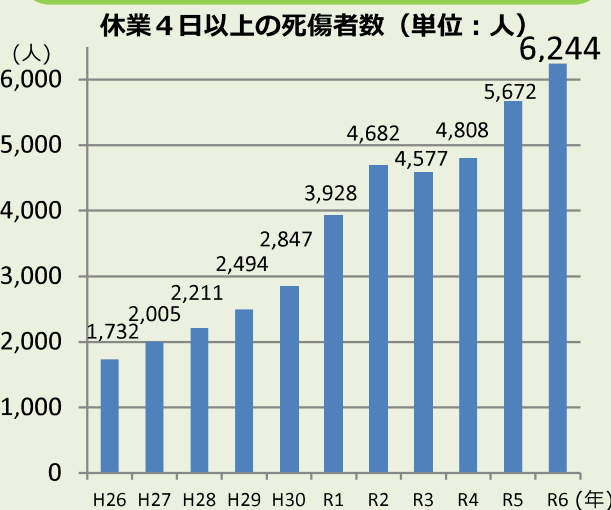
## 外国人労働者に対する安全衛生教育には、 適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、令和6年は**6,000人**を超え、**10年前と比べ大幅に増加（約4,500人増）**しています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、**適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。**



### 外国人労働者の労働災害発生状況の推移



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

※ R1とR2はコロナ感染症を含む。R3～6はコロナ感染症を除く。

#### 外国人労働者のための

#### 安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、 作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、 必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、 図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な 業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

#### ！労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。)

#### <資料の入手はこちらから>

外国人労働者の安全衛生対策（言語ごとの視聴覚教材もあります。）  
厚生労働省では、引き続き外国語資料を作成していきます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>



# 安全衛生教育等に利用できる 労働災害事例、各種教材・ツールのご案内

厚生労働省では労働安全衛生関係の各種情報等を「職場のあんぜんサイト」から発信しています。

「職場のあんぜんサイト」には安全衛生教育等に利用することができる労働災害事例や各種教材・ツールがあり、無料で利用することができますので是非ご活用ください。

職場のあんぜんサイト 検索 【<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>】



ここをクリックすると「労働災害事例集」や「ヒヤリ・ハット事例」、「機械災害データベース」等が利用できます。

ここをクリックすると労働安全衛生教育に使える資料や動画が利用できます。

「転倒」事例」の紹介ページ

「動画教材」の紹介ページ

# STOP! 熱中症

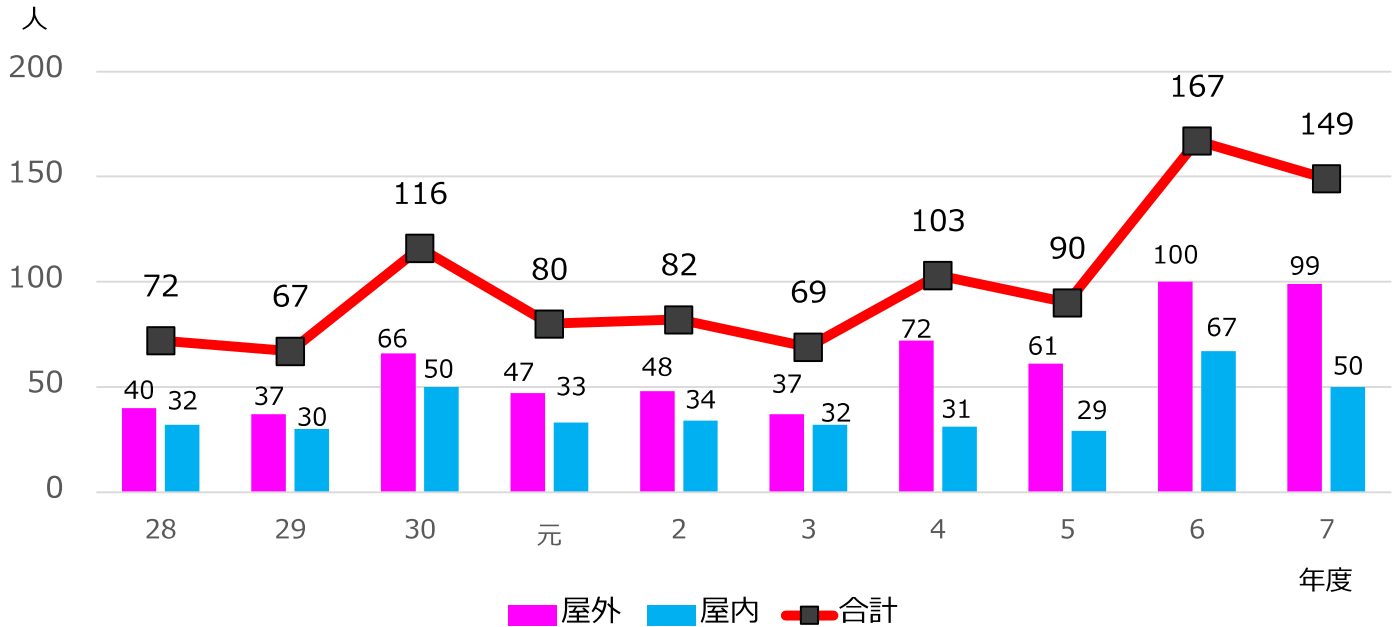
## クールワークキャンペーン

キャンペーン期間

5月 6月 7月 8月 9月

重点取組

佐賀県内における熱中症に係る労災認定件数（人数）の推移（不休災害を含む）



キャンペーン概要

### 佐賀労働局・労働基準監督署

実施されているかを確認し、 しましょう

5月～9月 キャンペーン期間にすべきこと

暑さ指数の低減

水分・塩分の摂取

作業時間の短縮

休憩場所の整備

暑熱順化への対応

作業中の労働者の健康状態の確認

異常時の対応

- ・あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
- ・少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
- ※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
- ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

# リスクアセスメント 評価実施記録表

〔作業手順を基にしたリスクアセスメントの参考例〕

## 参考



リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

【<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenseisei14/>】

(厚生労働省HPより)

リスクアセスメント実施年月日 令和 8年 6月 3日

評価者 安全一郎、厚生光代、労働太郎

リスクを洗い出した作業 スライス機でのハムのスライス作業

部署名 加工1係

No.	危険要因の洗い出し		リスク評価 (現状) リスクレベル	リスク低減対策	対策後の リスク見積り (予測)		改善に あたり 考慮す べき 事項	優 先 順 位
	作業手順	危険要因 の内容			危険源の 部位	危険要因(リスク) ※～するとき、～したので、～になる。		
1	スライス用のハムが入っている箱(重さ15kg)の運搬	6	ハムが入っている箱(重さ15kg)	△	箱を台の上まで持ち上げるとき、腰を曲げずに箱を持ち上げたので、腰を痛めて腰痛になる	△		
2	スライス加工するハムの袋をナイフで開ける	7	ナイフ	△	ナイフでハムの袋を開けると、急いで袋を切ろうとしたので、ナイフで手を切る	○	ナイフの使用を禁止する	
3	スライス機でハムをスライス加工する	1	スライス機	×	ハムをスライス加工するとき、ハムを手で押してスライス加工していたので、回転中の刃に指が接触する	△	① ハムをスライスする時はスライス機のハム送り装置を使う ② 安全装置を付ける(ハム送り装置を使用している時のみ刃が回転するようにする)	1
4	スライス機の刃の近くに付着したハムを取る	1	スライス機	×	ハムの切れカスを取るとき、刃の回転を止めないまま手で取ろうとしたので、回転中の刃に指が接触する	△	① 刃の回転を停止させてからハムの切れカスを取る ② カス取り用の専用治具を使用する	2

危険要因の内容	記号
挟まれ、巻き込まれ	1
墜落、転落	2
感電	3
高温物、爆発、ガス	4
車両	5
重量物	6
切断	7
その他	8

可能性ランク	記号
かなり起こる(6ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる(年に1回程度)	△
ほとんど起こらない(5年に1回程度)	○

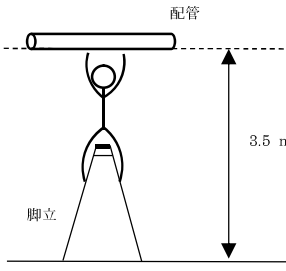
重大性ランク	記号
きわめて重大(死亡・障害)	×
重大(休業災害)	△
軽微(不休災害)	○

リスクの見積り	リスクレベル
××	5
×△、△×	4
○×、×○、△△	3
○△、△○	2
○○	1

リスク評価	リスクへの対応
非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
危険	機械や設備の改善を計画的に行う
やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

# リスクアセスメント評価実施記録表

〔パトロール指摘やヒヤリ・ハット報告、危険予知活動を基にしたリスクアセスメントの参考例〕

1. 整理番号 ●●		2. リスクアセスメント実施日 令和 8年 6月 3日		3. 評価者 安全一郎、厚生光代、労働太郎		
4. 部署名・機械名 加工2係・〇〇設備の配管			5. リスクを洗い出した作業 〇〇設備の配管点検作業			
6. 危険要因の洗い出し						
(1) 作業名 脚立を使った高所の点検整備作業			(2) 危険要因の内容 脚立からの墜落			
(3) 災害に至るプロセス ※～するとき、～したので、～になる。 高さ3.5メートルの高さにある〇〇設備の配管の点検作業のため、7尺脚立の上でまたがって作業をしていた。作業を終えて、降りようとしたときに、脚立脚部のグリップが摩耗しており滑りやすくなっていたので、脚立が滑り、反動で労働者が墜落する。		(4) 危険要因の内容		【図、写真】 		
		[1] 挟まれ、巻き込まれ				
		[2] 墜落、転落				
		[3] 感電				
		[4] 高温物、爆発、ガス				
		[5] 車両				
		[6] 重量物				
		[7] 切断				
		[8] その他				
7. リスクの見積もり (現状) 可能性: ×      重大性: △			8. リスクの評価 (現状) リスクレベル: 4			
9. リスク低減対策	No.	内容	10. 対策後のリスク見積り (予測)		11. 対策後のリスク評価 (予測)	優先順位
			可能性	重大性		
	1	脚立をまたいで使用するとバランスを崩しやすいため、手すり付きの可搬式作業台を使用する。	○	△	2	①
	2	脚立の滑動防止のため、脚立脚部を重し等で固定する。固定できないときは同僚に脚立を支えてもらう。脚立をまたいで使用しない。	○	△	2	②
	3	脚立を使用する前に点検し、脚部のグリップの摩耗が激しいものを使用しないようにする。	△	△	3	③
	4	脚立作業での安全対策として「脚立の使用・点検方法の基準」を作成し、関係者に周知する。	×	△	4	④
5						
12. 改善にあたり考慮すべき事項 ・ 脚立を安全に使用するルールを明確化する。 ・ 脚立等の設備の点検体制を明確化させること。			13. 残留リスクに対する対応 ・ 高所作業（高さ2m以上）となる場合は墜落のリスクが残留するので、必ず墜落防止対策（墜落制止用器具、保護帽の着用等）を講じた上で作業を行う。 ・ 班長等の責任者は高所作業の墜落防止対策が有効に行われているかチェックを適時行う。			

●災害の可能性

可能性ランク	記号
かなり起こる (6ヶ月に1回程度)	×
たまに起こる (年に1回程度)	△
ほとんど起こらない (5年に1回程度)	○

●災害の重大性

重大性ランク	記号
極めて重大 (死亡・障害)	×
重大 (休業災害)	△
軽微 (不休災害)	○

●リスクレベル

リスクの見積り	リスクレベル
××	5
×△、△×	4
○×、×○、△△	3
○△、△○	2
○○	1

●リスクへの対応

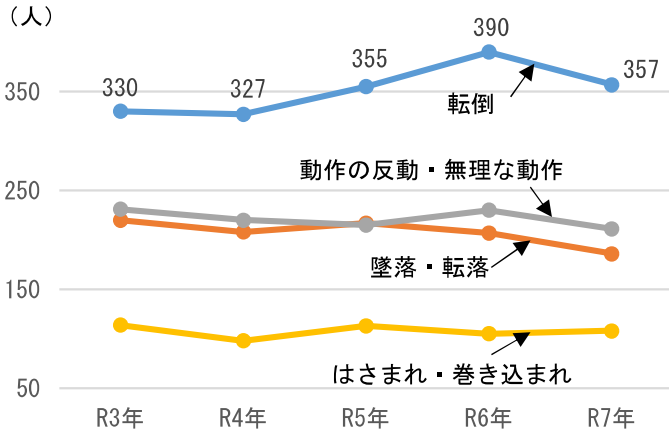
リスクレベル	リスク評価	リスクへの対応
5	非常に危険	直ちに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
4	かなり危険	速やかに機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
3	危険	計画的に機械や設備の改善、作業方法の変更を行う
2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
1	許容可能	安全教育のみで特段の措置は必要ない

# 職場での転倒災害を防止しましょう！

休業4日以上労働災害のうち、転倒で被災した方が最も多い状況です。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高くなっています。

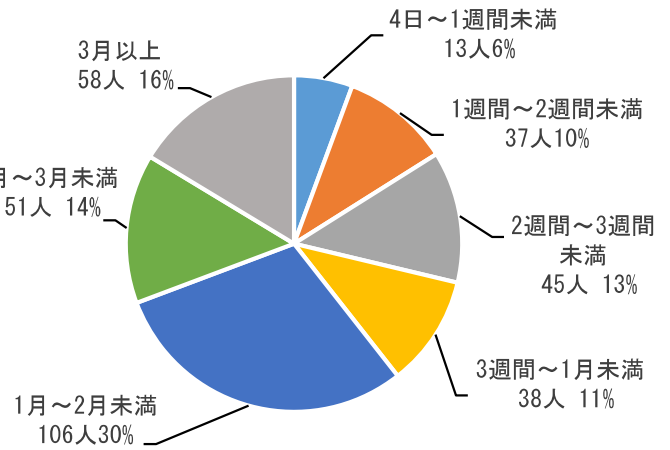
## 転倒災害が最も多く発生！

【事故の型別労働災害発生状況】



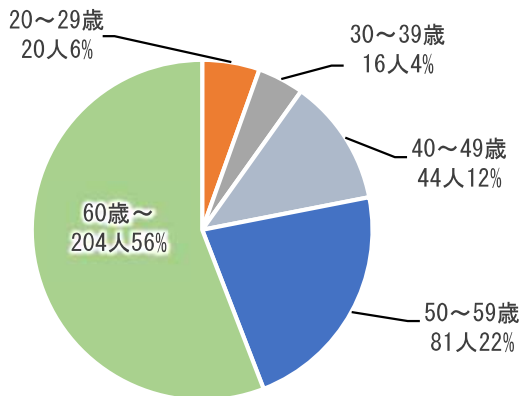
## 転倒災害は重症化しやすい！

【転倒災害の休業見込 令和7年】



## 50歳以上が3/4！

【転倒災害の被災者年齢構成 令和7年】



参考データ：佐賀県内発生分の労働者死傷病報告

## 転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p><b>滑り</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床が滑りやすい素材である。</li> <li>床に水や油が飛散している。</li> <li>ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。</li> </ul>	<p><b>つまずき</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床の凹凸や段差がある。</li> <li>床に荷物や商品などが放置されている。</li> </ul>	<p><b>踏み外し</b></p> <p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</li> </ul>
--	--	--



## 転倒予防・腰痛予防の取組資料

転倒災害対策リーフレット動画等

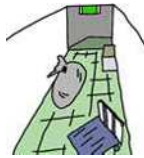




身体機能チェック(口コチェック)




# 転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4 S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行場所に物を放置しない</li> <li>床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く</li> <li>床面の凹凸、段差などの解消</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間に余裕を持って行動</li> <li>滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行</li> <li>足元が見えにくい状態で作業しない</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業に適した靴の着用</li> <li>職場の危険マップの作成による危険情報の共有</li> <li>転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起</li> </ul> 

## <転倒しないための靴選びのポイント>

サイズ	小さすぎても大きすぎても踏ん張りがきかずバランスを崩しやすくなります。	
屈曲性	屈曲性が悪いとすり足になりやすく、つまづきの原因になります。	
重量	重すぎると足が上がりにくくなり、つまづきの原因になります。	
重量バランス（前後）	つま先方向に重量が偏っていると、歩行時につま先が下がり、つまづきの原因になります。	
つま先部の高さ	つま先の高さが低いと、ちょっとした段差にも、つまづきやすくなります。	
靴底と床の耐滑性のバランス	作業場所や内容に合った耐滑性であることが重要です。例えば、滑りにくい床に滑りにくい靴底では摩擦が強くなりすぎてつまづきの原因になります。	

厚生労働省では、SAFEコンソーシアムを設立し、転倒・腰痛等の労働災害の増加に歯止めをかけるべく、企業・団体等で実施されている安全活動の取組み事例、労働災害防止シンポジウムの開催、優良事例の表彰等を公開していますのでSAFEコンソーシアムへの加盟をご検討ください。

※SAFEコンソーシアムとは、従業員の幸せのための安全アクション(Safer Action For Employees)を共通の目的とした組織(コンソーシアム)。

従業員のための安全アクション  
**SAFE コンソーシアムポータルサイト**

SAFEとは?	コンソーシアム	シンポジウム	アワード	現場視察	転倒予防川柳	動画
---------	---------	--------	------	------	--------	----



コンソーシアムについて  
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索

2/9  
結果発表

**SAFEアワード**

受賞事例はこちら

---

**転倒予防川柳**

2023年度の結果はこちら

詳細はこちら

SAFE コンソーシアム  
ポータルサイト  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



加盟はこちらから  
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/sc/consortium>



SAFE コンソーシアム  
X @safe\_mhlw  
[https://twitter.com/safe\\_mhlw](https://twitter.com/safe_mhlw)



# 高齢労働者の労働災害防止のための指針

この指針は、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する事業者が講ずべき措置や労働者と協力して取り組む事項等を具体的に示すものです\*。

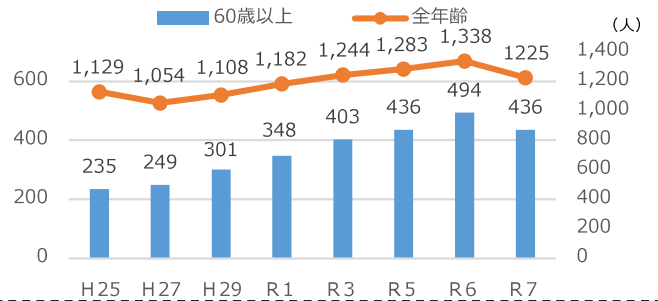
\* 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

## 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。  
(令和7年は35.6%)

### <佐賀県における全年齢と60歳以上の労働災害の推移>

資料：労働者死傷病報告（休業4日以上） ※新型コロナウイルス感染症除く

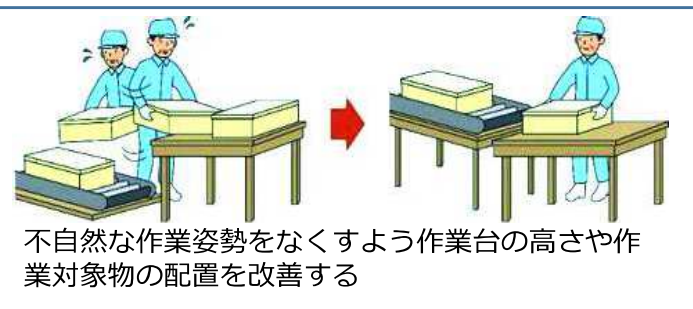
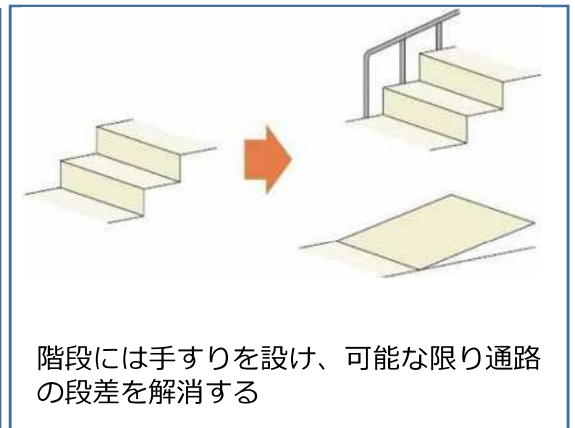


## 1. 事業者が講ずべき措置

### (1) 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入）

高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

対策の例



## (2) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### ①健康状況の把握

- ・健康診断の確実な実施
- ・職場で行う法定の健診の対象とならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにする

### ②高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置
- ・健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に併せた業務を提供
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置の活動 ※ロコモティブシンドローム

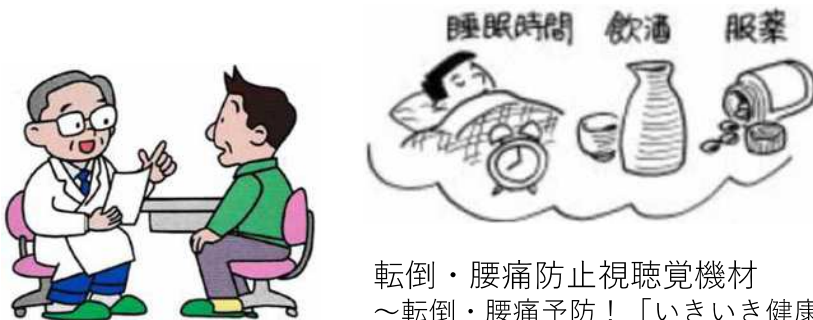
## (3) 安全衛生教育

### ①高年齢労働者に対する教育

- ・作業内容とリスクを理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等を中心とした情報を活用する
- ・再雇用等により経験のない業種、業務に従事する場合は特に丁寧な教育訓練を行う

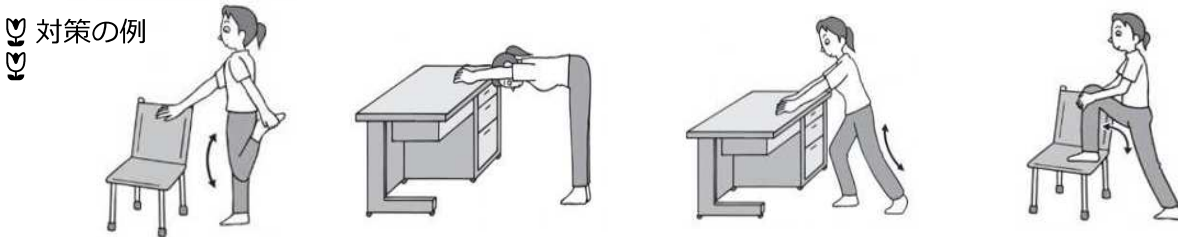
### ②管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行う



**労働者と協力して取り組む事項：**事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

### 対策の例



ストレッチの例：「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

## 国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高年齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用（令和8年度より熱中症対策コースが新設）
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

## 好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考に、自らの事業場の課題と対策を検討してください

### ■厚生労働省ホームページ

（先進企業）<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

（製造業）<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

### ■中央労働災害防止協会ホームページ

<https://www.jisha.or.jp/age-friendly/>



# 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等(フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者又は役員も対象)を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められました。

## 1 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

## 2 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

## 3 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

## 4 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

## 5 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneihou/index_00001.html)



安全衛生施策全般の紹介等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)



佐賀労働局 労働基準監督署

# 安全衛生優良企業は労働者の安全や健康を守る企業の証です!!

## 安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

認定の  
メリット

**厚生労働省のホームページで企業名が公表されます!**  
**安全衛生優良企業マークを名刺や商品に使用できます!**



労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、  
ベストな労働環境を目指して認定を受けませんか?  
詳細は、右のQRコードからホームページをご覧ください!



# 「無災害記録証」授与制度のご案内

この授与制度は、“無災害記録証授与内規”に基づくもので、対象及び申請方法等は次のとおりです。

## 1 対象等

厚生労働省では、一定期間（時間）労働災害を発生させることのなかった事業場に対して厚生労働省労働基準局長名の「無災害記録証」を授与しております。

無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とされ、無災害の労働時間数が、第1種から第5種までの基準に達した時に、事業場からの申請に基づき都道府県労働局長の推薦により授与されます。

## 2 申請先

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して佐賀労働局長あてに申請してください。

## 3 申請の際に必要な書類

- 第 種無災害記録申請
- 同意書
- 調査表

# 「建設事業無災害表彰」申請のご案内

この申請は、“建設事業無災害表彰内規”に基づくもので、対象及び申請方法等は次のとおりです。

## 1 対象等

厚生労働省では、次の（1）から（3）の全てに該当する事業であって、全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の表彰状を授与しております。

- （1）事業の期間（工期）が予定される事業であること。
- （2）労働基準法別表第1第3号（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業）に該当する事業であること。
- （3）労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上であること。

ここで、「業務上の災害」とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものです。

なお、業務上の災害であっても、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した災害は、ここでは業務上の災害から除かれます。

## 2 申請先

事業場（建設工事）の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して佐賀労働局長あてに申請してください。

## 3 申請の際に必要な書類

- 建設事業無災害表彰申請書
- 関係請負人無災害証明書
  - ※工事に関係した請負人の証明書です。
- 「労働保険 概算・増加概算・確定 保険料申告書」の写し。

「無災害記録証」及び「建設事業無災害表彰」について、詳しくは佐賀労働局ホームページの専用ページを参照ください。

※『無災害記録証授与内規』、『建設事業無災害表彰内規』を確認することができます。また、『申請の際に必要な書類』の様式をダウンロードすることができます。

専用  
ページ  
はこちら  
から



# ストップ・ザ・交通労働災害！



交通労働災害防止は、運転者個人の自覚が基本ですが、運転者への事故防止のための対策を講ずることは事業者の責務でもあります。労使一体となった交通労働災害防止対策を推進しましょう。

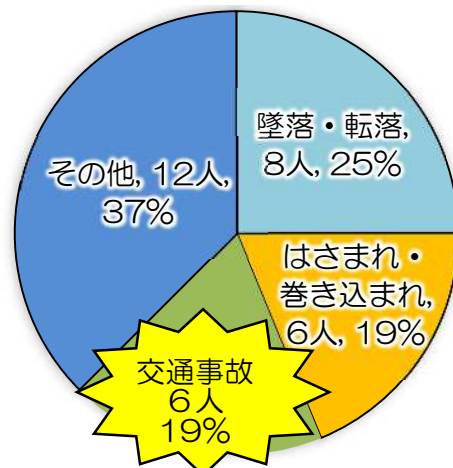
- 1 管理体制を整備して、会社ぐるみで取り組みましょう。
- 2 無理のない走行計画にしましょう。
- 3 雇入時教育は確実に、日常教育は運転記録等を活用して行いましょう。
- 4 健康診断を確実に実施しましょう。
- 5 荷主・元請事業者の皆さんも協働して取り組みましょう。

## 死亡労働災害の約2割が、「交通事故」！

過去5年間(令和3年から令和7年まで)の佐賀県内における交通労働災害(交通事故)による死亡者数(6人)は、全産業の死亡労働災害(32人)の約2割を占めており死亡原因の同率2位となっています。

交通労働災害をなくすため、「交通労働災害防止ガイドライン」で示した対策を講じ、プロドライバーとしての自覚を育てましょう。

佐賀労働局における過去5年間  
(令和3年~令和7年)の死亡労働災害発生状況



厚生労働省 佐賀労働局・各労働基準監督署

厚生労働省  
補助事業  
参加費  
無料

# 荷役災害防止担当者研修 (陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。

関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

**開催日時** 令和8年10月16日(金) 13:00～17:00

**開催場所** 佐賀県トラック協会研修会館 (佐賀市高木瀬西3丁目1番20号)

**定員** 60名(先着順)

**内容** 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)荷役災害防止担当者教育

- カリキュラム**
- (1) 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
  - (2) 荷役作業における労働災害防止対策
  - (3) 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
  - (4) 荷主等と陸運事業者との連絡調整
  - (5) 関係法令

**申込方法** 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防佐賀県支部までファックスでお申込み下さい。

なお、受講票等は送付いたしません。

申込締切は令和8年10月6日(火)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

**受講証明** 受講者には、受講証明書をお渡しします。

**問合せ先** 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)佐賀県支部 TEL : 0952-30-1601

(切り取らずにそのままご送信ください。)



## 参加申込書

FAX : 0952-31-6441

参加者氏名①		所属・役職	
参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種: )		
所在地	〒	—	
電話番号	TEL	—	—
ご担当者氏名		ご担当者	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。



令和8年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

実施 期間 月	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日町堀江1721 TEL 0952-37-8277 FAX 0952-37-8278	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-26-2779 FAX 0952-26-2789	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木西3-1-20 TEL 0952-30-1601 FAX 0952-31-6441	林業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0952-23-6181 FAX 0952-29-2187	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区新薬師1-28い ちご博多ビル4階 TEL 092-710-5225 FAX 092-710-7703	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鶴島町高田469-1 TEL 0952-30-8121 FAX 0952-30-8123	(公社)建設役車安全 技術協会 佐賀県支部 〒843-0022 筑前市筑前町大字武雄4628-4山共野 間ビル1階 TEL 0954-28-9332 FAX 0954-28-9484	キャピラ-九州(株) 佐賀教育センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大字久喜2944 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0952-51-0150 FAX 0952-63-0088	日本建機教習所(株) 〒648-0072 和歌山県海南市東家6丁目5-22 TEL 0736-20-2055 FAX 0736-33-2829	南マジョワークシステム マジョワークライセンススクール佐賀校 〒849-0112 三鷹基郡みやき町大字江口3641-1 TEL 099-226-1234 (鹿児島校)	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育</li> <li>●化学物質管理者養成講習</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●新入社員安全衛生教育</li> <li>●熱中症予防管理者労働衛生教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小型車両系建設機械運転特別教育</li> <li>●車両系建設機械(整地等)運転技能講習</li> <li>●フルハーネス型特別教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●熱中症予防指導員研修</li> <li>●刈払機取扱い作業員安全教育</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 4月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 5月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(唐津・免許なしを含む)</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里)</li> </ul>					<p>&lt;技能講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習</li> <li>●車両系建設機械(解体用)運転技能講習</li> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(毎月実施)</li> <li>●不整地運搬車運転技能講習(4月、6月、8月)</li> <li>●ガス溶接技能講習(5月、7月、9月)</li> <li>●地山の掘削及び土止めの支保工作業主任者技能講習(5月、6月、7月、9月)</li> <li>●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(6月、8月)</li> <li>●足場の組立て等作業主任者技能講習(7月、9月)</li> <li>●建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習(4月、7月、8月)</li> <li>●コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習(5月、8月)</li> <li>●木造建築物の組立て等作業主任者技能講習(6月)</li> <li>●はい作業主任者技能講習(6月、9月)</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(毎月実施)</li> <li>●玉掛け技能講習(5月、9月)</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習(6月、8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積込、掘削用)運転技能講習</li> <li>●車両系建設機械(解体用)運転技能講習</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>●クレーン運転業務(学科)特別教育</li> <li>●保護員管理責任者</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●足場の組立て等特別教育</li> <li>●建設業における化学物質管理者講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●テールゲートリフター特別教育</li> <li>●安全衛生推進者初任時教育</li> <li>●締固め用機械(ローラー)運転特別教育</li> <li>●丸のこ等取扱い作業従事者教育</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・武雄)</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習(佐賀)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・免許なしを含む)</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(伊万里・唐津)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 8月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育講習</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定自主検査者資格取得研修: フォークリフト(対象: 検査業)</li> <li>●特定自主検査者資格取得研修: 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機(対象: 事業内検査者)</li> </ul> <p>&lt;特別教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小型車両系建設機械(整地等)特別教育(4月、5月、6月、7月、8月、9月実施)</li> <li>●締固め用機械(ローラー)特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●小型フォークリフト特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●自由研削砥石(グラインダ)特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●クレーン(5未満)特別教育(5月、7月、9月実施)</li> <li>●低圧電気取扱い特別教育(6月、9月実施)</li> </ul>				
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●石綿作業主任者技能講習</li> <li>●低圧電気取扱業務(学科)特別教育</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</li> <li>●安全衛生推進者養成講習教育</li> <li>●化学物質管理者養成講習</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●熱中症予防管理者労働衛生教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職長・安全衛生責任者能力向上教育</li> <li>●不整地運搬車運転技能講習</li> <li>●刈払機取扱い作業員安全教育</li> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●保護員管理責任者</li> <li>●地山掘削・土止め支保工作業主任者技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はい作業主任者技能講習(佐賀)</li> <li>※熱中症予防対策により、8月は実技を伴う講習を行いません。</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 9月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・武雄)</li> </ul> <p>※募集状況(受講者が10名以下)により中止する場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育講習</li> <li>●伐木等業務の特別教育講習</li> </ul>				<p>&lt;特別教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小型車両系建設機械(整地等)特別教育(4月、5月、6月、7月、8月、9月実施)</li> <li>●締固め用機械(ローラー)特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●小型フォークリフト特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●自由研削砥石(グラインダ)特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●クレーン(5未満)特別教育(5月、7月、9月実施)</li> <li>●低圧電気取扱い特別教育(6月、9月実施)</li> <li>●アーク溶接(実技含む)特別教育(6月、9月実施)</li> <li>●酸素欠乏危険場所作業(2種)特別教育(5月、8月実施)</li> <li>●巻上げ機(ワインチ)特別教育(7月実施)</li> <li>●粉じん作業特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育(4月、6月、8月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)【補講】(6月実施)</li> <li>●石綿取扱い作業従事者特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●テールゲートリフター特別教育(5月、9月実施)</li> </ul>				
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育</li> <li>●アーク溶接等業務(学科)特別教育</li> <li>●安全管理者選任時研修</li> <li>●保護員管理責任者</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●第1種衛生管理者試験受験準備講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>●低圧電気取扱い業務特別教育</li> <li>●一般建築物石綿建材調査者講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素特別教育</li> <li>●フルハーネス型特別教育</li> <li>●現場管理者統括管理講習</li> <li>●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>●施工管理者等のための足場の点検業務者研修</li> </ul>	<p>&lt;安全衛生教育&gt; [随時開催]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転業務従事者安全教育</li> <li>●作業指揮者講習</li> <li>●安全衛生推進者能力向上教育(初任時)</li> <li>●積卸し作業指揮者に対する安全教育</li> <li>●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育</li> </ul> <p>※上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育講習</li> <li>●伐木等業務の特別教育講習</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定自主検査者資格取得研修: 締固め機械(対象: 事業内検査者)</li> </ul> <p>&lt;特別教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アーク溶接(実技含む)特別教育(6月、9月実施)</li> <li>●酸素欠乏危険場所作業(2種)特別教育(5月、8月実施)</li> <li>●巻上げ機(ワインチ)特別教育(7月実施)</li> <li>●粉じん作業特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育(4月、6月、8月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)【補講】(6月実施)</li> <li>●石綿取扱い作業従事者特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(4月、7月実施)</li> <li>●テールゲートリフター特別教育(5月、9月実施)</li> </ul>				
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガス溶接技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</li> <li>●クレーン運転業務(学科)特別教育</li> <li>●粉じん作業特別教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●ゼロ炭運動KY T トレーナー研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●振動工具取扱い作業従事者教育</li> <li>●刈払機取扱い作業員安全教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者能力向上教育</li> <li>●石綿作業従事者特別教育</li> <li>●車両系建設機械(整地等)安全衛生教育</li> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●車両系建設機械(解体用)運転技能講習</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育講習</li> <li>●伐木等業務の特別教育講習</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全教育: クレーン機能付油圧ショベル</li> </ul>	<p>&lt;安全衛生教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●丸のこ等取扱い作業従事者安全衛生教育(5月、8月実施)</li> </ul>			
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●石綿作業主任者技能講習</li> <li>●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育</li> <li>●低圧電気取扱業務(学科)特別教育</li> <li>●化学物質管理者養成講習</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●職長能力向上教育</li> <li>●外国人技能実習制度関係者養成講習</li> <li>●職導リーダー向けリスクアセスメント研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●足場の組立て等特別教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>●小型車両系建設機械運転特別教育</li> <li>●車両系建設機械(整地等)運転技能講習</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育講習</li> <li>●伐木等業務の特別教育講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●足場の組立て等作業主任者技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実務研修: 記録表作成、産学コース</li> <li>●特定自主検査資格取得研修: 高所作業車(対象: 検査業)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●刈払機取扱い作業員安全衛生教育(4月、5月、6月、7月、8月、9月実施)</li> <li>●振動工具取扱い作業員安全衛生教育(6月、9月実施)</li> <li>●有機溶剤業務安全衛生教育(5月、8月実施)</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育(5月実施)</li> <li>●熱中症予防教育(管理者)(6月、7月、8月実施)</li> </ul>				
休 止												
備 考	<p>1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において頒布しております。</p> <p>2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申し込みはそれぞれの実施機関に連絡して下さい。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載していますのでご利用ください。</p>											



令和8年度技能講習・安全衛生教育等実施計画表

実施 期間	(一社)佐賀県労働基準協会 〒845-0031 小城市三日町堀江1721 TEL 0952-37-8277 FAX 0952-37-8278	建設業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0041 佐賀市内2-2-37 TEL 0952-26-2779 FAX 0952-26-2789	陸上貨物運送事業労働災害 防止協会 佐賀県支部 〒849-0921 佐賀市高木瀬西3-1-20 TEL 0952-30-1601 FAX 0952-31-6441	林業、木材製造業労働災害防止協会 佐賀県支部 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 TEL 0952-23-6181 FAX 0952-29-2187	(一社)日本ボイラ協会 福岡支部 〒812-0013 福岡市博多区新薬師1-28い ちご博多ビル4階 TEL092-710-5225 FAX092-710-7703	佐賀県建設労働組合連合会 〒849-0936 佐賀市鶴島町高田469-1 TEL 0952-30-8121 FAX 0952-30-8123	(公社)建設役車安全 技術協会 佐賀県支部 〒843-0022 武雄市武雄町大字武雄4628-4山共野 間ビル1階 TEL 0954-28-9332 FAX 0954-28-9484	キャタピラー九州(株) 佐賀教育センター 〒849-0202 佐賀市久保田町大字久保田2944 TEL 0952-68-2133 FAX 0952-68-2135	(有)富士自動車学校 〒840-0514 佐賀市富士町内野442-4 TEL 0952-51-0150 FAX 0952-63-0088	日本建機教育所(株) 〒648-0072 和歌山県海南市東家6丁目5-22 TEL 0736-20-2055 FAX 0736-33-2829	㈱マジオワークシステム マジオワークライセンススクール佐賀校 〒849-0112 三養基郡みやき町大字江口3641-1 TEL 099-226-1234 (鹿児島校)	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●床上操作式クレーン運転技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>●アーク溶接等業務(学科)特別教育</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</li> <li>●保護員着用管理責任者教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●フルハーネス型特別教育</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●締固め用機械(ローラー)運転特別教育</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・唐津)</li> <li>●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育(佐賀)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 11月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・武雄)</li> <li>●ショベルローダー等運転技能講習(佐賀)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里)</li> </ul>	●伐木等業務の特別教育講習	●ボイラー取扱技能講習(佐賀市)		●能力向上教育: フォークリフト	<p>&lt;技能講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地・運搬・積み込み、掘削用)運転技能講習</li> <li>●車両系建設機械(解体用)運転技能講習</li> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(毎月実施)</li> <li>●不整地運搬車運転技能講習(10月、12月、2月)</li> <li>●ガス溶接技能講習(11月、1月、3月)</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(毎月実施)</li> <li>●玉掛け技能講習(11月)</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習(10月、12月、1月、2月、3月)</li> </ul>			
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●ガス溶接技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習</li> <li>●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育</li> <li>●クレーン運転業務(学科)特別教育</li> <li>●安全管理者選任時研修</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業における化学物質管理者講習</li> <li>●保護員着用管理責任者</li> <li>●建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>●玉掛け技能講習</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●はい作業主任者技能講習(佐賀)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀 運転免許なしを含む)</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(伊万里 運転免許なしを含む)</li> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀)</li> <li>●フォークリフト運転業務従事者安全教育(佐賀)</li> </ul> <p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・唐津)</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習(佐賀)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●特定自主検査資格所得研修: フォークリフト(対象: 事業内検査者)</li> <li>●能力向上教育: 整地・運搬・積み込み、掘削用及び解体用機</li> </ul>	<p>&lt;特別教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小型車両系建設機械(整地等)特別教育(10月、11月、12月、1月、2月、3月実施)</li> <li>●締固め用機械(ローラー)特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●小型フォークリフト特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●クレーン(5t未満)特別教育(11月、3月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育(10月、12月、2月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育【補講】(12月実施)</li> <li>●石綿取扱い作業従事者特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●アーク溶接(実技含む)特別教育(12月、2月実施)</li> <li>●酸素欠乏危険場所作業(2種)特別教育(11月、2月実施)</li> <li>●岩じん作業特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●自由研削砥石(グラインダ)特別教育(11月、2月実施)</li> <li>●善上げ機(ワインチ)特別教育(11月、3月実施)</li> <li>●低圧電気取扱い特別教育(12月、3月実施)</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●テールゲートリフター特別教育(1月実施)</li> </ul>				
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>●石綿作業主任者技能講習</li> <li>●低圧電気取扱業務(学科)特別教育</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</li> <li>●テールゲートリフター特別教育</li> <li>●安全衛生推進者養成講習教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地山掘削・土止め安保存業主任者技能講習</li> <li>●不整地運搬車運転技能講習</li> <li>●テールゲートリフター特別教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> <li>●コンクリート構築等作業主任者技能講習</li> </ul>	<p>&lt;技能講習&gt; 実施月日: 3月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転技能講習(佐賀・伊万里・唐津)</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習(佐賀)</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>●クレーン(5t未満)特別教育(11月、3月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育(10月、12月、2月実施)</li> <li>●伐木作業(チェーンソー)特別教育【補講】(12月実施)</li> <li>●石綿取扱い作業従事者特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●アーク溶接(実技含む)特別教育(12月、2月実施)</li> <li>●酸素欠乏危険場所作業(2種)特別教育(11月、2月実施)</li> <li>●岩じん作業特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●自由研削砥石(グラインダ)特別教育(11月、2月実施)</li> <li>●善上げ機(ワインチ)特別教育(11月、3月実施)</li> <li>●低圧電気取扱い特別教育(12月、3月実施)</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●テールゲートリフター特別教育(1月実施)</li> </ul>				
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●有機溶剤作業主任者技能講習</li> <li>●アーク溶接等業務(学科)特別教育</li> <li>●保護員着用管理責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車両系建設機械(整地等)運転技能講習</li> <li>●一般建築物石綿建材調査講習</li> <li>●小型移動式クレーン運転技能講習</li> </ul>	<p>※募集状況(受講者が10名以下)により中止する場合があります。</p> <p>&lt;安全衛生教育&gt; [随時開催]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フォークリフト運転業務従事者安全教育</li> <li>●作業指導者講習</li> <li>●安全衛生推進者能力向上教育(初任時)</li> <li>●講習し作業指導者に対する安全教育</li> <li>●荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由研削砥石(グラインダ)特別教育(11月、2月実施)</li> <li>●善上げ機(ワインチ)特別教育(11月、3月実施)</li> <li>●低圧電気取扱い特別教育(12月、3月実施)</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具作業特別教育(10月、1月実施)</li> <li>●テールゲートリフター特別教育(1月実施)</li> </ul>				
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●乾燥設備作業主任者技能講習</li> <li>●特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習</li> <li>●研削といし取替業務(自由研削用)特別教育</li> <li>●低圧電気取扱業務(学科)特別教育</li> <li>●フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</li> <li>●クレーン運転業務(学科)特別教育</li> <li>●化学物質管理者養成講習</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>	<p>※上記安全衛生教育については受講希望者が20名以上であれば個別の実施も対応いたしますので、お問い合わせください。</p>					<p>&lt;安全衛生教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育(11月、2月実施)</li> <li>●対払機取扱作業安全衛生教育(10月、11月、12月、1月、2月、3月実施)</li> <li>●振動工具取扱作業安全衛生教育(12月、3月実施)</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育(12月実施)</li> <li>●有機溶剤業務安全衛生教育(2月)</li> </ul>				
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●玉掛け技能講習</li> <li>●高所作業車運転技能講習</li> <li>●プレス機作業主任者技能講習</li> <li>●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習</li> <li>●保護員着用管理責任者教育</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育</li> </ul>							<ul style="list-style-type: none"> <li>●対払機取扱作業安全衛生教育(10月、11月、12月、1月、2月、3月実施)</li> <li>●振動工具取扱作業安全衛生教育(12月、3月実施)</li> <li>●職長・安全衛生責任者教育(12月実施)</li> <li>●有機溶剤業務安全衛生教育(2月)</li> </ul>				
休 止												
備 考	<p>1 九州安全衛生技術センター(TEL 0942-43-3381)において行う各種受験の受験申請書は佐賀労働局並びに最寄りの労働基準監督署のほか、佐賀県労働基準協会において配布しております。</p> <p>2 各種技能講習・安全衛生教育等についての問い合わせ、申込みはそれぞれの実施機関に連絡してください。なお、本計画表は、佐賀労働局ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。</p>											



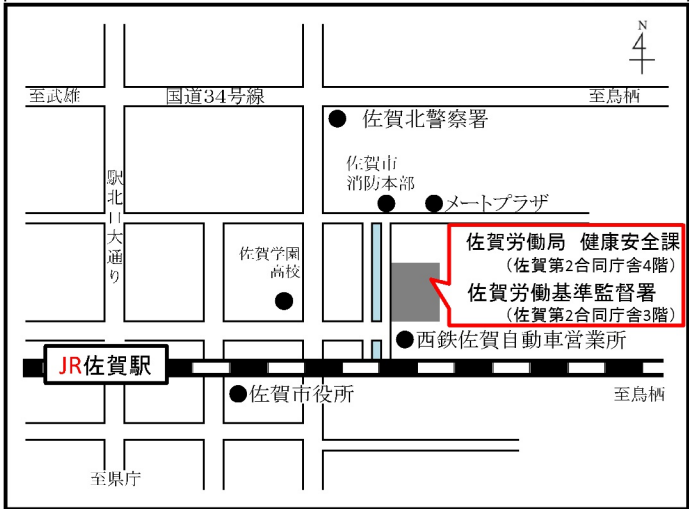
# 佐賀労働局・各労働基準監督署の 案内図及び所在地・連絡先

**ストップ! 労災!!**

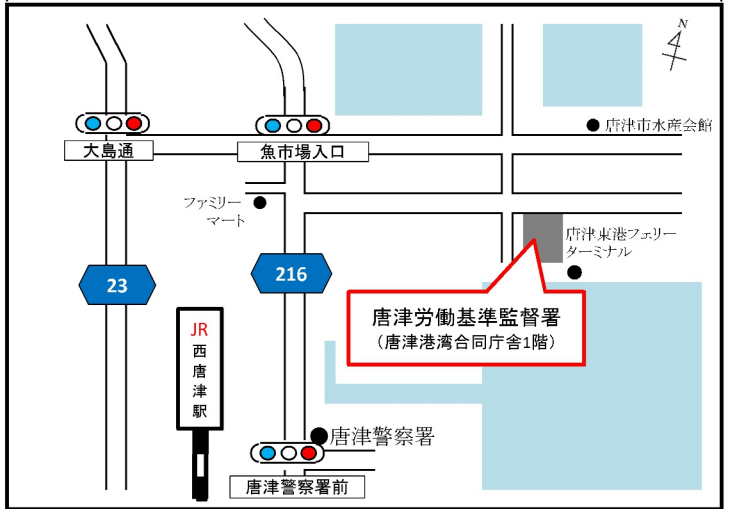


**佐賀労働局** tel:0952-32-7155  
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 健康安全課(ダイヤルイン)  
(佐賀第二合同庁舎 4~6階) tel:0952-32-7176

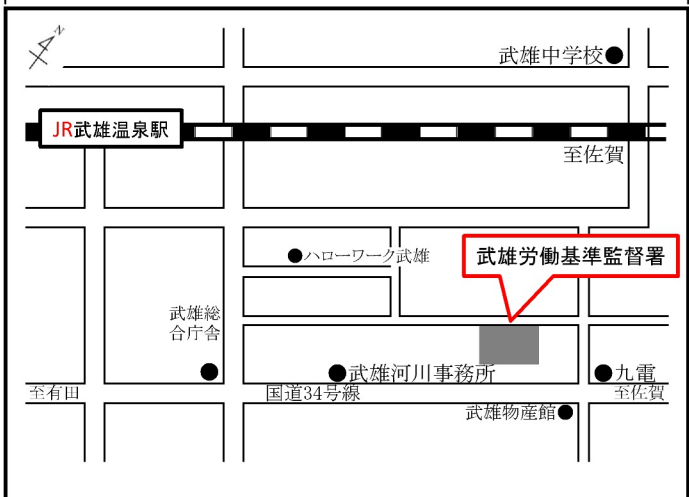
方面(労働条件、解雇、賃金) tel:0952-32-7133  
安全衛生課(安全・健康確保) tel:0952-38-5411  
**佐賀労働基準監督署** 労災課(労災補償) tel:0952-32-7141  
〒840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 (佐賀第二合同庁舎 3階) 総合労働相談コーナー tel:0952-32-7189



**唐津労働基準監督署** tel:0955-73-2179  
〒847-0861 唐津市二太子3丁目214-6  
(唐津港湾合同庁舎 1階)



**武雄労働基準監督署** tel:0954-22-2165  
〒843-0023 武雄市武雄町昭和758



**伊万里労働基準監督署** tel:0955-23-4155  
〒848-0027 伊万里市立花町大尾1891-64

